



入間市

児童発達 支援センター 事業計画

(第2期)

令和7年度～11年度

令和7年3月
入間市



目次

第1章 事業計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付けと計画期間	2
3	関連する他計画等との関係	3
4	支援を要する児童の状況等	5
	(1) 未就学児の状況	5
	(2) 就学児から18歳未満の状況	6
	(3) 障害児通所支援等の利用状況	8
	(4) センターの相談件数	9
5	第2期計画の策定に向けて	10

第2章 センターの基本理念と基本方針

1	基本理念	11
2	基本方針	11

第3章 センターの事業

1	事業の概要	12
2	事業の体系	13
3	事業の内容	14
	(1) 相談支援事業	14
	(2) 児童発達支援事業	17
	(3) 地域支援事業	21
4	事業運営向上の取組	24

第4章 センターの概要

1	設置場所等	26
2	運営方式	26
3	運営人員	26
4	配置図	27
5	利用者負担の考え方	28

1 計画策定の背景

「児童発達支援センター」は、発達に課題を抱えるこどもたちとその家族への支援強化のため、地域の中核的療育支援施設としての役割を果たすことを目的として、平成24年の改正児童福祉法の施行により創設されました。

当市では、平成29年度から児童発達支援の現状と課題についての検討を開始し、平成30年度からは専門家等からの意見聴取も実施して検討を深め、令和元年7月に「入間市児童発達支援センター事業計画」（以下「当初計画」という）を策定しました。そして、この当初計画に基づいて、令和2年4月に「入間市児童発達支援センター」（以下「センター」という）を新たに開設しました。

当初計画では、センターは、（１）相談支援事業、（２）児童発達支援事業、（３）地域支援事業の３つの支援事業に一体的に取り組むことで、ライフステージに応じた切れ目ない支援の実現を目指すとの方向性を示しています。

実際に、開設以降の５年間、センターはこれら３つの事業を柱として運営を進めてきました。その一方、この５年間で、こどもたちやセンターを取り巻く環境を含め、社会は大きく変化しています。急激な少子高齢化やＩＣＴ化の進展などに加え、新型コロナウイルス感染症の流行と社会の変容という想定外の事態により、これまでとは大きく異なる環境で生活する中で、こどもとその家庭が直面する課題はいっそう複雑化しました。また、「発達障がい等」に関する認知は高まり、特に早期発見や早期支援を求める傾向は顕著となりました。

そして、国においても、こども政策は大きな転換期を迎えました。令和５年４月にこども基本法が施行されてこども家庭庁が発足し、同年１２月にはこども大綱が策定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、さまざまな施策が進められています。中でも児童発達支援センターに関しては、令和６年４月施行の改正児童福祉法により、地域における中核的な役割を担う機関として果たすべき４つの機能が明示され、特に地域支援の重要性が具体的な内容で明確化されました。

当市においても、こども基本法に基づいて、こども大綱を勘案した「入間市こども計画」（計画期間：令和７～１１年度）を策定しており、その中で、「発育・発達等の早期発見・早期支援」や「インクルージョンの推進」などを重要施策として位置づけています。

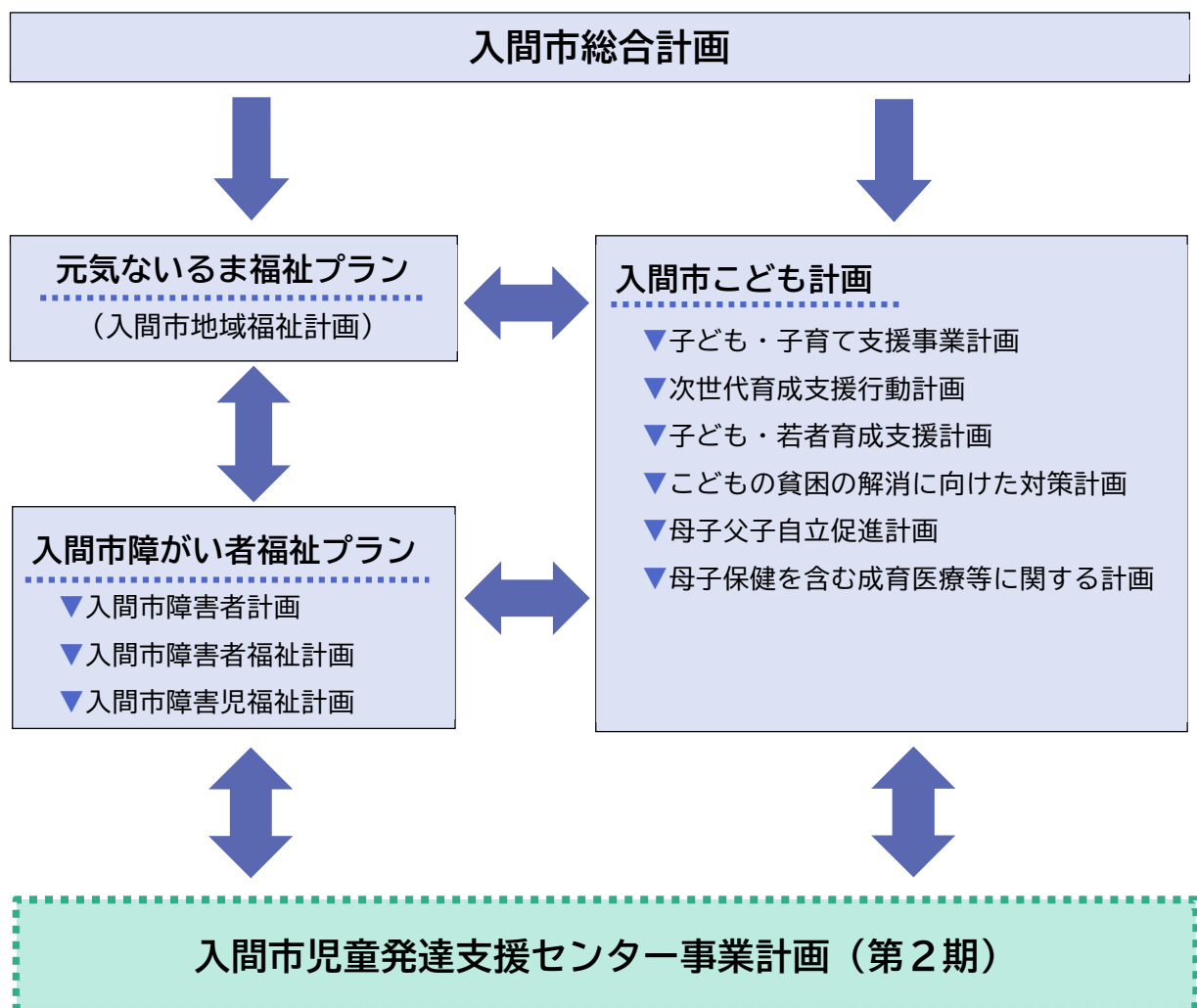
このような中で、当初計画は、令和６年度末をもって計画期間の終期を迎えます。

センターが、今後も地域のニーズに応え、心身の発達に気がかりや障がいのあるこどもたちとその家族を引き続き支援していくために、「入間市児童発達支援センター事業計画（第２期）」（以下「第２期計画」という）を策定します。

2 計画の位置付けと計画期間

第2期計画は、「入間市総合計画」、「入間市こども計画」、「元気ないるま福祉プラン（入間市地域福祉計画）」、「入間市障がい者福祉プラン（入間市障害児福祉計画）」等との整合と調和を図った計画とします。

計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までとします。



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」

……整合・調和

3 関連する他計画等との関係

第2期計画の策定にあたって整合・調和を図るべき計画等のうち、特に関係性の強い2つの計画について、センターに関して言及する部分を中心に抜粋して記載します。

また、関連規定に大きな改正のあった令和6年4月施行の改正児童福祉法の概要と、教育委員会とセンターの連携において重視する「家庭と教育と福祉の連携（トライアングルプロジェクト報告）」についても併せて記載します。

こども計画（こども・子育て支援）

令和7年3月に策定した「入間市こども計画」（計画期間：令和7～11年度）は、未来を担う存在であるこどもや子育て家庭を社会全体で支えていくために、こどもと子育て家庭に対する支援やこども・若者の健全育成、こどもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健等、こどもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画です。

こども計画では、数か所で児童発達支援センターに関連する施策に言及しています。

「Ⅰこどものライフステージに応じた支援」の「(2) 発育・発達等の早期発見・早期支援」において、全てのこどもや子育て家庭が子育てしやすい柔軟な地域社会が求められています。

心身の発達に支援が必要なこどもを早期に発見し、日常生活の場や、専門的な機関での適切な支援につながるよう環境を整えます。」としています。

また、「Ⅲライフステージを通して行う支援」の「(13) インクルージョンの推進」において、「障がいのあるこどもや外国籍のこども等、こどもや子育て家庭の特性にかかわらず安心して暮らすことのできる地域づくりに向けて、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。」としています。

障がい者福祉プラン（障がい児支援）

令和6年3月に策定した「入間市障がい者福祉プラン（令和6～8年度）」では、国や県の障がい者に関する計画や、これまでに入間市が策定してきた障害者計画・障害福祉計画を継承しつつ、平成26年1月に障害者権利条約が批准され、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたこと等を踏まえ、(1) 共生社会の実現、(2) 障がい者の意思決定支援の推進、(3) 共に暮らし、学び、成長できる地域づくりの3点を基本理念として定めています。

障がい者福祉プランでは、数か所で児童発達支援センターの設置に言及しています。

施策5「障がい児相談支援の実施」において、「相談支援の質の向上を図るとともに、配慮が必要な全ての児童とその家庭を対象に乳幼児期から成人期までの切れ目のない一貫した支援を推進します。」とし、「児童発達支援センターういずを中心に地域の関係諸機関と連携し、障がいの早期発見や、福祉とつながっていない家庭への対応等、相談支援体制の更なる充実を図ります。」としています。

また、施策7「子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る」においては、「入間市児童発達支援センターういずが障がい児支援の中核的役割を担い、乳幼児期から成人期まで切れ目のない一貫した地域支援体制を整備します。」としています。

第3部「入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画」では、令和8年度における目標値として、国の基本方針において児童発達支援センター1か所の設置が掲げられており、市では1か所設置済みとしています。

改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）

児童福祉法では、第43条で児童発達支援センターに関して規定しており、今回の改正法で初めて下線部分が明記されました。なお、この部分で具体的に何を求めているのかについては、国が示した法令解説の資料の中で、「中核的役割として明確化する具体的な役割・機能」のイメージとして、①～④のように記されています。

第2期計画は、この改正児童福祉法を遵守したものとする必要があります。

第43条 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

<中核的役割として明確化する具体的な役割・機能>

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

家庭と教育と福祉の連携（トライアングルプロジェクト報告）

平成30年3月報告の、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」では、教育と福祉のより一層の連携推進等が必要とされ、保育所や学校等と障害児通所支援事業所、保護者を含めた情報共有や、支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備、教育委員会と福祉部局における双方の垣根を排除した連携が求められています。

センター開設に向けた検討において、福祉と教育の連携については非常に重要視しており、当初計画は、トライアングルプロジェクト報告を勘案して策定しています。

さらに、令和6年4月には、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省による「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」の中で、トライアングルプロジェクト報告を踏まえた上で、さらなるこども施策の充実を図る観点から、連携した支援をより一層推進するための理解、協力が求められています。

第2期計画は、引き続き、トライアングルプロジェクト報告を勘案して策定するものとします。

4 支援を要する児童の状況等

第2期計画の策定に向けて、市内において事業の対象となりうる児童の状況や、センター開設以降の支援の利用状況、市内や近隣におけるサービス確保の状況等を把握します。

(1) 未就学児の状況

未就学児の状況については、乳幼児健康診査で把握される「要経過観察等」の数、保育所等で加配を受けているこどもの数、児童発達支援の利用者数、障害者手帳の所持者数などが参考となります。

令和5年度の3歳児健診受診者は848人で、精神面または精神・身体両面で「要経過観察等」は43人でした(表1)。

保育所(園)で加配を受けているこどもは令和6年4月現在129人(表2)、令和5年度末の障害者手帳を所持するこどもの数は468人でした(表3)。

(表1) 3歳児健康診査における「要経過観察等」の数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
対象者		1,097	973	896	886	3,852
受診者 (a)		1,063	935	882	848	3,728
要経過観察等	精神面 (b)	9	12	6	6	33
	精神・身体両面 (c)	28	43	40	37	148
	計	37	55	46	43	181
((b) + (c)) / (a)		3.48%	5.88%	5.22%	5.07%	4.86%

出典：地域保健課

(表2) 保育所(園)で加配を受けているこどもの数(入間市に住所のあるこども)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所（園） （4月1日現在）	入所者数※1		2,234	2,211	2,163	2,145	2,085
	加配を受けている こども	公立	69	67	64	64	58
		民間※2	29	37	56	56	71
		計	98	104	120	120	129
私立幼稚園 （5月1日現在）	在籍児数（加配を受けているこどもの数は不明）		1,774	1,727	1,580	1,474	1,327
未就学児人口（4月1日現在）			6,045	5,724	5,435	5,165	4,834

※1 市外施設の入所児童を含む

出典：保育幼稚園課

※2 市内施設の県・市の補助金対象児のみ

(表3)障害者手帳を所持するこどもの数(各年4月1日現在)

手帳の種類	年齢層	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	0～5歳	14	18	15	14
	6～17歳	66	69	65	62
療育手帳	0～5歳	23	32	32	39
	6～17歳	266	268	276	279
精神障害者保健福祉手帳	0～5歳	0	0	1	1
	6～17歳	60	64	71	73
計		429	451	460	468

出典：障害者支援課

(2) 就学児から18歳未満の状況

文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面または行動面で著しい困難を示す児童の割合は平成24年度小学校・中学校で6.5%でしたが、令和4年には8.8%に増加しています。

この増加率を踏まえ、6～11歳、12～14歳、15～17歳における、学習面または行動面で著しい困難を示す児童数の予測割合と人数からもわかるように、少子化によりこどもの人口は減少していきませんが、今後も学習面または行動面で著しい困難を示す児童の人数は増加する可能性が予測されます(表4)。

(表4)入間市の幼児・児童数と「学習面又は行動面で著しい困難を示す児童」数の推計値

	令和2年 10月1日		令和5年 10月1日		令和11年 10月1日	
0～5歳人口(a)	5,858		5,055		4,145	
6～11歳人口(b)	7,018		6,627		5,254	
12～14歳人口(c)	3,977		3,620		3,238	
15～17歳人口(d)	4,099		3,999		3,417	
学習面又は行動面で著しい困難を示す 6～11歳児童の予測割合と人数※	9.8%	689	10.7%	707	12.8%	673
学習面又は行動面で著しい困難を示す 12～14歳児童の予測割合と人数	5.3%	210	5.8%	209	6.7%	218
学習面又は行動面で著しい困難を示す 15～17歳児童の予測割合と人数	2.1%	85	2.3%	90	2.7%	90

出典：幼児・児童数の令和11年推計値はこども計画から引用

※予測割合と人数…平成24年度調査、令和4年調査の推計値の伸び率より推測した値

市教育委員会（学校教育課）では、全てのこどもたちの自立支援を図るため「子ども未来室事業」を展開しています。未就学児に対し、障害福祉サービスの支給決定を要しない療育機関として、幼児通級指導教室「茶おちゃお」を設置していることは、同事業の大きな特徴です。また、就学児への支援として、特別支援学級（小学校 16 校・中学校 8 校）、通級指導教室「ちやいむ教室」（全小学校）・「ちゃんす教室」（全中学校）を設置しています。

児童のライフステージ移行の際に支援が途切れないよう、教育委員会と緊密に連携し、継続的に支援する体制を構築する必要があります。

（表 5）通級指導教室の児童・生徒数（各年度末現在）

学校区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
幼児（茶おちゃお）	125	132	143	141
小学校（ちやいむ教室）	153	137	138	146
中学校（ちゃんす教室）	40	36	37	30
計	318	305	318	317

出典：学校教育課

（表 6）特別支援学級の児童・生徒数（各年 4 月 6 日現在）

学校区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	131	129	147	165	193
中学校	63	62	69	75	82
計	194	191	216	240	275

出典：学校教育課

（表 7）特別支援学校に在籍する入間市民の児童・生徒数（各年 4 月 1 日現在）

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
埼玉県立狭山特別支援学校	小学部	41	32	37	45	44
	中学部	20	25	30	28	23
埼玉県立日高特別支援学校	小学部	10	9	10	10	6
	中学部	7	6	5	3	3
	高等部	5	7	7	7	5
埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園	小学部	1	1	1	1	2
	中学部	1	0	0	0	0
	高等部	0	1	1	1	0
埼玉県立特別支援学校塙保己一学園	小学部	0	0	0	0	0
	中学部	1	0	0	0	0
	高等部	1	1	1	1	1
埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校		64	76	74	73	73
計		151	158	166	169	157

出典：各特別支援学校

(3) 障害児通所支援等の利用状況

障害児通所支援等の支給決定者、延べ利用者数、ひと月あたりの利用量および実利用人数は年々増加しています（表8・表9・表10）。

市内には児童発達支援8事業所（定員80人）、放課後等デイサービス12事業所（定員120人）、県の西部地域療育センターがあります（令和4年度より個別療育については、受給者証が必要。小学校3年生までの入間市児童約10人利用）（表11・表12）。

令和5年度は、54人のセンター児童発達支援在籍者数のうち、38人が幼稚園等の併行利用をしています（表13）。

（表8）障害児通所支援等の支給決定者数（各年4月1日現在）

利用事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童発達支援	73	98	113	122	139
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	269	297	320	349	369
保育所等訪問支援	8	18	22	22	24
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
障害児相談支援	299	266	416	454	501
計	649	679	871	947	1,033

出典：障害者支援課

（表9）障害児給付事業延べ利用者数（各年度末現在）

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,657	1,973	2,420	2,311
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	4,393	4,967	6,205	6,162
保育所等訪問支援	40	77	80	48
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0
障害児相談支援	647	825	1,028	1,249

出典：障害者支援課

（表10）障害児通所支援事業の実績と見込量

サービス名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	ひと月あたり利用量	人日分/月	706	1,016	1,094	1,021	1,269	1,368	1,475
	実利用人数	人/月	108	133	143	174	166	179	193
医療型児童発達支援	ひと月あたり利用量	人日分/月	0	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人/月	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	ひと月あたり利用量	人日分/月	2,471	3,023	3,290	3,216	3,805	4,099	4,415
	実利用人数	人/月	274	278	301	355	349	376	405
保育所等訪問支援	ひと月あたり利用量	人日分/月	4	14	12	5	15	16	17
	実利用人数	人/月	13	12	11	12	13	14	15
居宅訪問型児童発達支援	ひと月あたり利用量	人日分/月	0	0	0	0	10	10	10
	実利用人数	人/月	0	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	ひと月あたり利用量	人/月	53	136	132	103	153	163	178

※令和2年度から令和5年度は実績値

出典：障害者支援課

(表 11)市内及び近隣市の事業所数（令和 6 年 6 月時点）

事業名	入間市	所沢市	飯能市	狭山市	日高市
児童発達支援センター	1	1	0	1	0
児童発達支援	8	17	11	8	1
放課後等デイサービス	12	39	17	17	5
居宅訪問型児童発達支援	1	0	1	1	0
保育所等訪問支援	3	5	5	3	1
障害児相談支援	12	22	10	7	3

出典：埼玉県

(表 12)市内及び近隣市の事業所定員数（令和 6 年 6 月時点）

事業名	入間市	所沢市	飯能市	狭山市	日高市
児童発達支援センター	26	40	0	14	0
児童発達支援	80	228	100	100	10
放課後等デイサービス	120	380	160	170	50

出典：埼玉県

(表 13)センター児童発達支援在席者数（各年度末現在）

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
在籍者数（人）		58	66	55	54
併 用 数	幼稚園	30	26	20	19
	保育所・保育園	5	14	11	11
	認定こども園	1	1	1	2
	プレ幼稚園	6	6	3	3
	特別支援学校幼稚部	2	3	3	3
	計	44	50	38	38

出典：こども支援課

（４）センターの相談件数

センター開設以降、相談件数は増加傾向が続き、中でも未就学児に関する相談が多くを占めています（表 14）。

(表 14)年齢層別の相談対応延べ件数（各年度末現在）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
0～6 歳	345	230	575	538
小学生	126	144	234	225
中学生	41	26	57	60
高校生	7	11	3	5
18 歳以上	—	—	1	—
不明	4	1	3	7
計	523	412	873	835

5 第2期計画の策定に向けて

センターは、令和2年4月の開設以降、発達に課題を抱えるこどもたちとその家族への切れ目ない支援を行うため、当初計画で掲げた基本理念、基本方針のもと、(1)相談支援事業、(2)児童発達支援事業、(3)地域支援事業の3つを柱に運営を行って来ました。

この5年の間には、社会構造の変化や「発達障がい等」に関する認知の高まり、そして、それに伴う支援ニーズの高まりもありました。実際に、センター開設以降、相談支援事業における対応件数は、当初計画の想定を上回る増加傾向にあります。また、児童発達支援事業へのニーズも継続的に高い状況となっています。

少子化が進み、こどもの数自体は減っていますが、今後も同様の傾向が続き、一定数の児童が支援を必要とするものと考えられます。従って、センターにおける相談支援事業、児童発達支援事業に関しては、多様な支援ニーズに対応するため、今後もその支援の質と量を向上させながら、継続していく必要があります。

一方、こうした支援ニーズの高まりに対して、個々に応じた専門的な支援を提供する機会・資源には限りがあり、これまでのように相談支援、児童発達支援による専門的な支援の提供を行うだけでは、必要な支援を必要な方全てに届けることが困難となる懸念があります。誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しし、「こどもまんなか社会」を実現していくためには、こどもと関わる大人が、こどもを中心に考えた環境づくりに取り組むことや、偏見なく全体が子育てしやすい世の中を目指す、柔軟な地域の土壌が不可欠です。実際に、改正児童福祉法（令和6年4月施行）においても、より高度で専門的な支援を提供する責務を負うことと併せて、地域社会全体において連携を推進することが強く求められています。

今後は、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、地域社会全体でこどもの育ちを支える環境づくりを推進していくために、センターにおける地域支援事業を強化し、地域への直接的な支援のみならず、連携強化や啓発も含めた事業を行っていく必要があります。

以上の検討、考察を踏まえて、第2期計画の策定にあたっては、原則として当初計画で掲げた基本理念、基本方針、そして(1)相談支援事業、(2)児童発達支援事業、(3)地域支援事業の3つを柱とする考えを踏襲するものとします。改正児童福祉法（令和6年4月施行）で示された4つの機能（4ページ参照）についても、この3つの事業の中で整理します。

その上で、センターの運営にあたっては、相談支援事業、児童発達支援事業、地域支援事業をニーズに応じてバランス良く実施し、中核的な支援拠点としての役割を果たすとともに、心身の発達に気がかりや障がいのあるこどもとその家族に、発達段階に応じた切れ目ない一貫した支援を提供できることを目指して、具体的な事業を計画するものとします。

第2章

センターの基本理念と基本方針

1 基本理念

こどもとその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、関係機関と連携を図りながら、福祉・子育て・教育が一体となり切れ目なく一貫した支援を行えることを目指し、センターの基本理念を次のように定めます。



～ 基本理念 ～

全てのこどもが地域の中で自立に向けて成長できる支援をします。
こどもの最善の利益を守り、成長に寄り添う切れ目ない支援をします。



2 基本方針

センターでは、以下の基本方針に基づき、(1)相談支援事業、(2)児童発達支援事業、(3)地域支援事業の3つの事業を実施します。

方針1 相談支援事業の基本方針

- ① だれでも気軽に立ち寄り相談のできる環境の整備
- ② さまざまな部門・施策を横断した総合的な相談支援事業の実施
- ③ ライフステージの変化に切れ目なく寄り添う支援の実施
- ④ 児童の発達にかかる情報を継続的に管理し、適切に支援につなぐ機能の整備

方針2 児童発達支援事業の基本方針

- ① こどもと家族の一体的な支援の実施
- ② 発達段階に応じた質の高い支援の実施

方針3 地域支援事業の基本方針

- ① 障がいの有無にかかわらず身近な地域で育ち・暮らすことができる体制の整備
- ② 地域の関係者・関係機関が連携し、切れ目なく支援が行われる地域づくりの推進
- ③ 発達に気がかりのあるこどもを育てる家庭の不安や孤立の軽減
- ④ 発達や障がいに関する正しい理解を広めるための普及啓発の実施

1 事業の概要

センターでは、(1)相談支援事業、(2)児童発達支援事業、(3)地域支援事業の3つの事業をニーズに応じてバランス良く実施し、地域の中核的な支援拠点として、心身の発達に気がかりや障がいのあるこどもとその家族に、発達段階に応じた切れ目ない一貫した支援を提供します。

また、これら3つの事業を、より円滑に、より効果的に運営するため、センター事業運営向上の取組を併せて実施します。



コラム

入間市児童発達支援センター



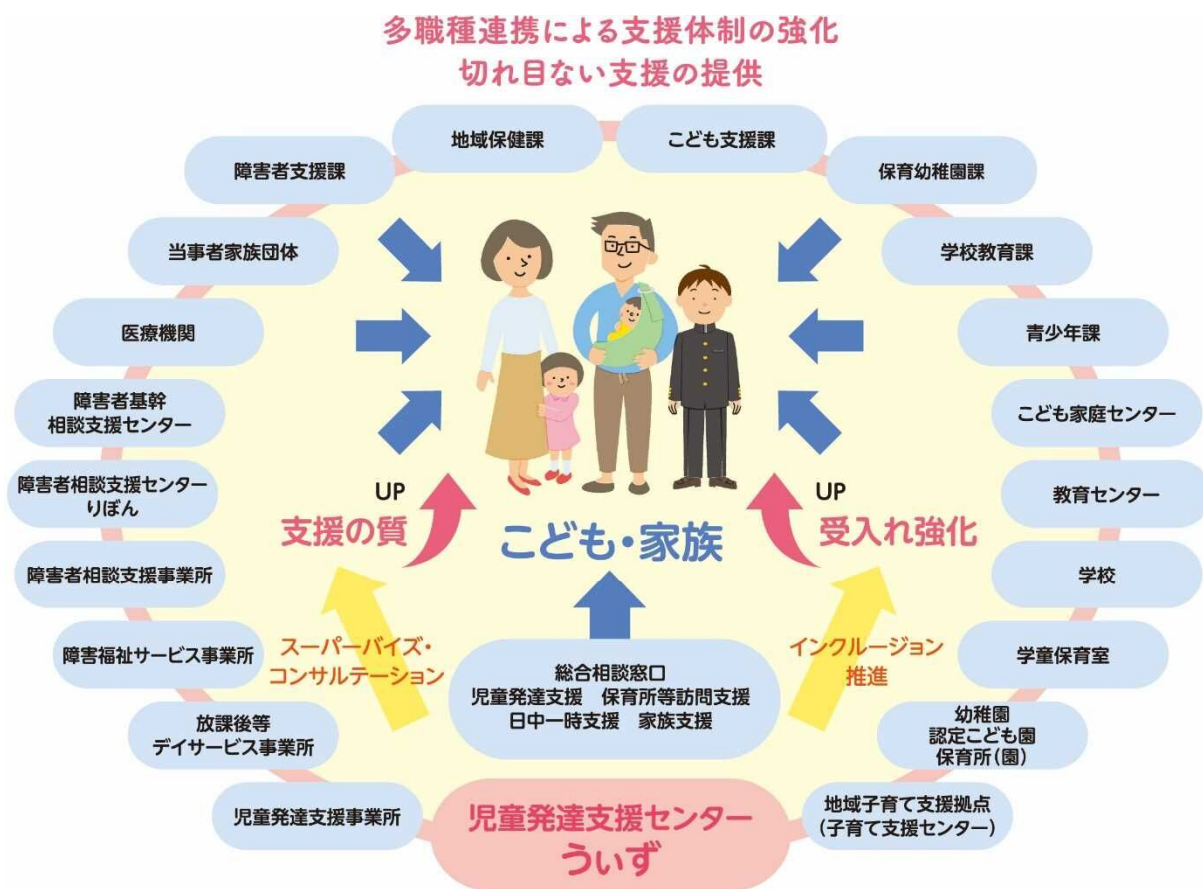
入間市児童発達支援センターには、「ういず」という愛称がついています。

これは、公募で寄せられた「ウィズ(with)」を、

より親しみやすくなるよう、ひらがな標記にしたものです。

「ういず」には「みんな一緒に成長していきましょう」という願いが込められています。

2 事業の体系



3つの事業と事業運営向上の取組

(1) 相談支援事業	(3) 地域支援事業
① 総合相談窓口 ア 相談支援 イ 専門相談 ウ 障害児相談支援(計画相談支援) エ 相談支援にかかる情報の管理	① 地域支援(こどもに係る機関、支援者へ) ア 庁内関係課、地域の支援機関、関係団体との連携・協力 イ スーパーバイズ・コンサルテーション ウ 地域におけるインクルージョンの推進
(2) 児童発達支援事業「元気キッズ」※	
① 児童発達支援 ② 保育所等訪問支援 ③ 日中一時支援	② 家族支援(発達に気がかりのある児童やその家族へ) ア 就学・就労支援 イ 保護者交流(一般・元気キッズ) ウ ペアレントトレーニング エ 交流保育 ③ 普及啓発 ア 発達や障がいに関する知識の普及啓発 イ 小中高生向け支援
事業運営向上の取組	
① 運営協議会の設置 ② 民間活力の導入	③ 支援力向上の取組 ④ 調査・研究に関する事務の実施 ⑤ PDCAサイクルによる事業検証

※元気キッズ…平成15年に開始した発達支援事業の愛称「元気キッズ」を引き継いでいます。

3 事業の内容

(1) 相談支援事業

相談支援事業では、発達に気がかりや障がいのある18歳未満の児童や家族のための、総合相談窓口を開設します。子育てやこどもの発達に関する悩みも気軽に話しに来ることができる、相談しやすい窓口を目指します。

また、保護者の同意の下、所属先との連携に努めます。

① 総合相談窓口

総合相談窓口では、ア 相談支援、イ 専門相談、ウ 障害児相談支援（計画相談）、エ 相談支援にかかる情報の管理を行います。

福祉・教育・子育ての各機関と連携して支援策をコーディネートし、総合的に支援します。また、子ども未来室事業の巡回支援との連携による効果の向上を図る等、特に教育委員会と緊密に連携し、福祉と教育の一体的な支援を行います。

ア 相談支援

こだわりが強い、極端に不器用、ことばがゆっくり、就学や学校生活についてなど、子育てやこどもの発達に関する相談を受付し、傾聴や助言、専門相談の案内、関係機関の紹介やつなぎを行います。

早期に支援につなぐため、保護者の同意の下、庁内関係課、保育所・保育園・幼稚園・認定こども園・学校・学童保育室、障害者相談支援センターりぼん・相談支援事業所、福祉サービス事業所等と情報の共有を行います。

地域の支援機関からの相談への対応、親子が集まる場所での相談の催しなどのアウトリーチ活動を行います。

ご希望に応じ、平日時間外の相談を調整します。

年6回程度、休日の相談会等の事業を行います。

レスパイトケア※に利用できる事業の情報提供とコーディネートを行います。

対象者	心身の発達に気がかりや障がいのある18歳未満の児童や家族・地域の支援機関
利用者負担	なし（法定外事業）
窓口開設時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝休日・年末年始除く)

※レスパイトケア…休息。在宅で障がい児を介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。

イ 専門相談

相談支援の受付後、臨床心理士または公認心理師・作業療法士・言語聴覚士・医師による相談をご案内します。発達に関する様々な助言を行います。

対象者	心身の発達に気がかりや障がいのある18歳未満の児童や家族・地域の支援機関
利用者負担	内容により実費負担あり（法定外事業）
窓口開設時間	予約制：月～金曜日 午前9時～午後5時15分 （祝休日・年末年始除く）

ウ 障害児相談支援（計画相談支援）

児童発達支援等のサービスを利用するための支援計画の作成や手続き支援を行います。

障害児支援利用計画の作成や、利用状況のモニタリングを通じて継続的に関わります。

障害福祉サービス利用に伴う支給決定の申請手続きを代行します。

対象者	児童発達支援等の障害福祉サービス利用者
利用者負担	なし（児童福祉法の規定により）
窓口開設時間	月～金曜日 午前9時～午後5時15分（祝休日・年末年始除く）

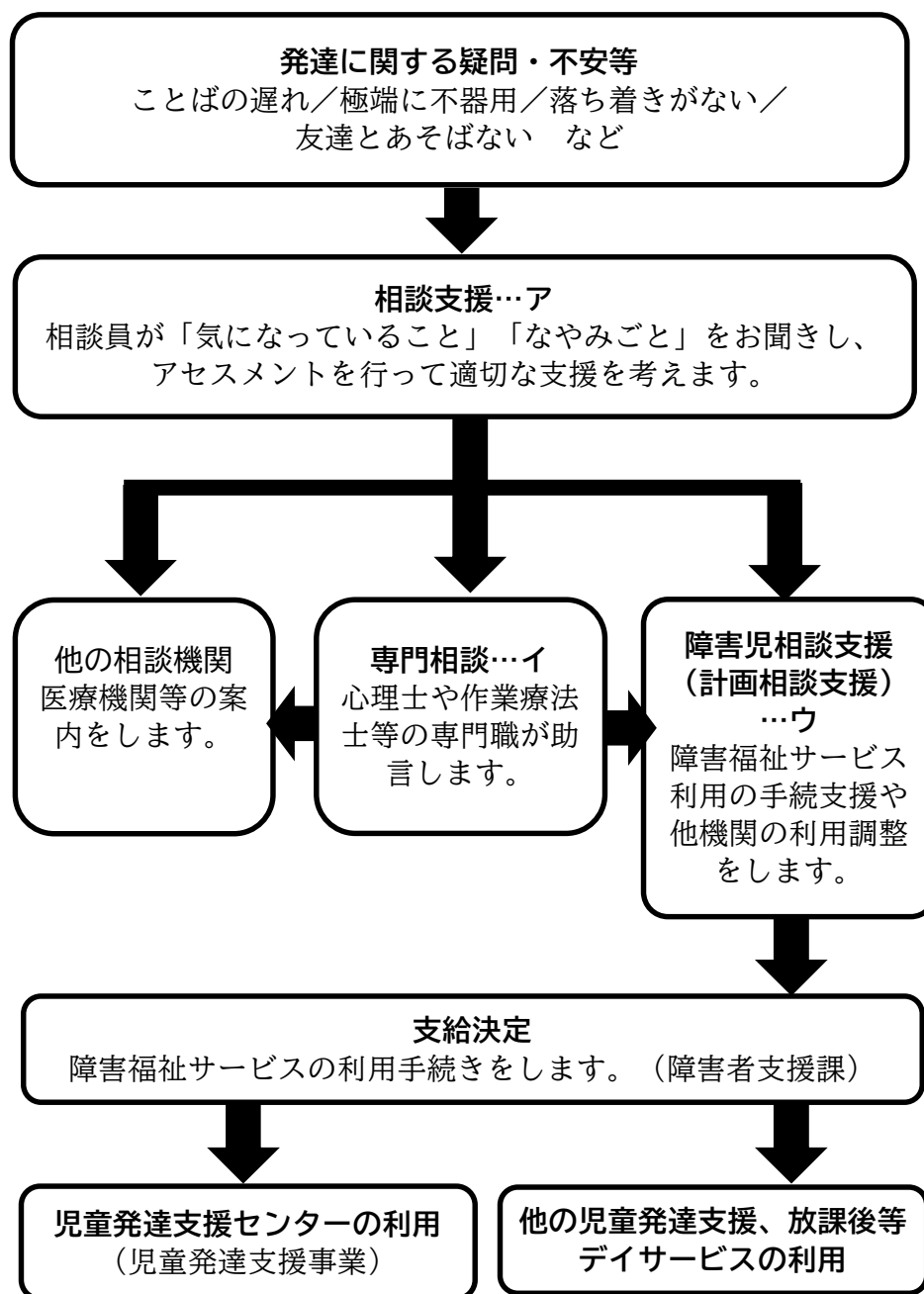
エ 相談支援にかかる情報の管理

相談者の支援にかかる情報を管理し、保護者の同意の下、支援に係る情報を支援機関間で引継ぎます。縦や横の連携で情報を共有していく仕組みを構築していきます。



【相談支援事業のフローチャート】

相談にかかる情報を管理…エ
支援にかかる情報の共有・引継ぎを支援機関で行います。



(2) 児童発達支援事業「元気キッズ」

児童発達支援事業では、①児童発達支援、②保育所等訪問支援、③日中一時支援を行います。

いずれも重症心身障がい児や医療的ケア児等の利用への配慮に努めます。

また、保護者の同意の下、所属先との連携に努めます。

① 児童発達支援

概ね1歳から就学前までの、心身の発達に気がかりや障がいのある児童と保護者を対象とします。一人ひとりの発達段階に応じて作成した個別支援計画に基づき、個別・小集団での療育支援を行います。

親子通所のクラスでは、保護者が児童の発達課題や特性を知り、対応方法を学びます。

単独通所のクラスは、親子通所から段階的に母子分離や単独通所の回数を増やし、単独通所へと移行することにより、児童の自立心を育てます。

医療的ケアを要する児童も利用できます。ただし、医療的ケアは原則保護者に行っていただきます。

効果的な療育を行うため、アセスメントの充実に努めます。

母子分離の時間帯を設け、保護者交流やレスパイトケアの機会に活用します。

対象者	心身の発達に気がかりや障がいのある未就学児童		
定員	1日26名		
	親子通所	0～2歳児	5人×1クラス（週1～2回通所）
	親子通所	重症心身障がい児等	5人×1クラス（週1～2回通所）
	単独通所	3～5歳児	8人×2クラス（週1～5回通所）
送迎	なし		
利用者負担	所得等に応じた自己負担あり（児童福祉法第21条の5の3）		
利用時間	月～金曜日（祝休日・年末年始除く）		
	親子通所	午前9時30分～午後3時	
	単独通所	午前9時～午後3時	



【児童発達支援の利用フローチャート】

相談支援
相談員が「気になっていること」「なやみごと」をお聞きし、アセスメントを行って適切な支援を考えます。



障害児相談支援（サービス等利用計画作成）
障害福祉サービス利用の手続支援や他機関の利用調整をします。



支給決定
障害福祉サービスの利用手続きをします。（障害者支援課）



利用申請
児童発達支援センターを利用するための手続きです。



利用契約
児童発達支援センターの利用契約を結びます。



療育の内容等の調整
療育の内容について打ち合わせます。



通所利用開始

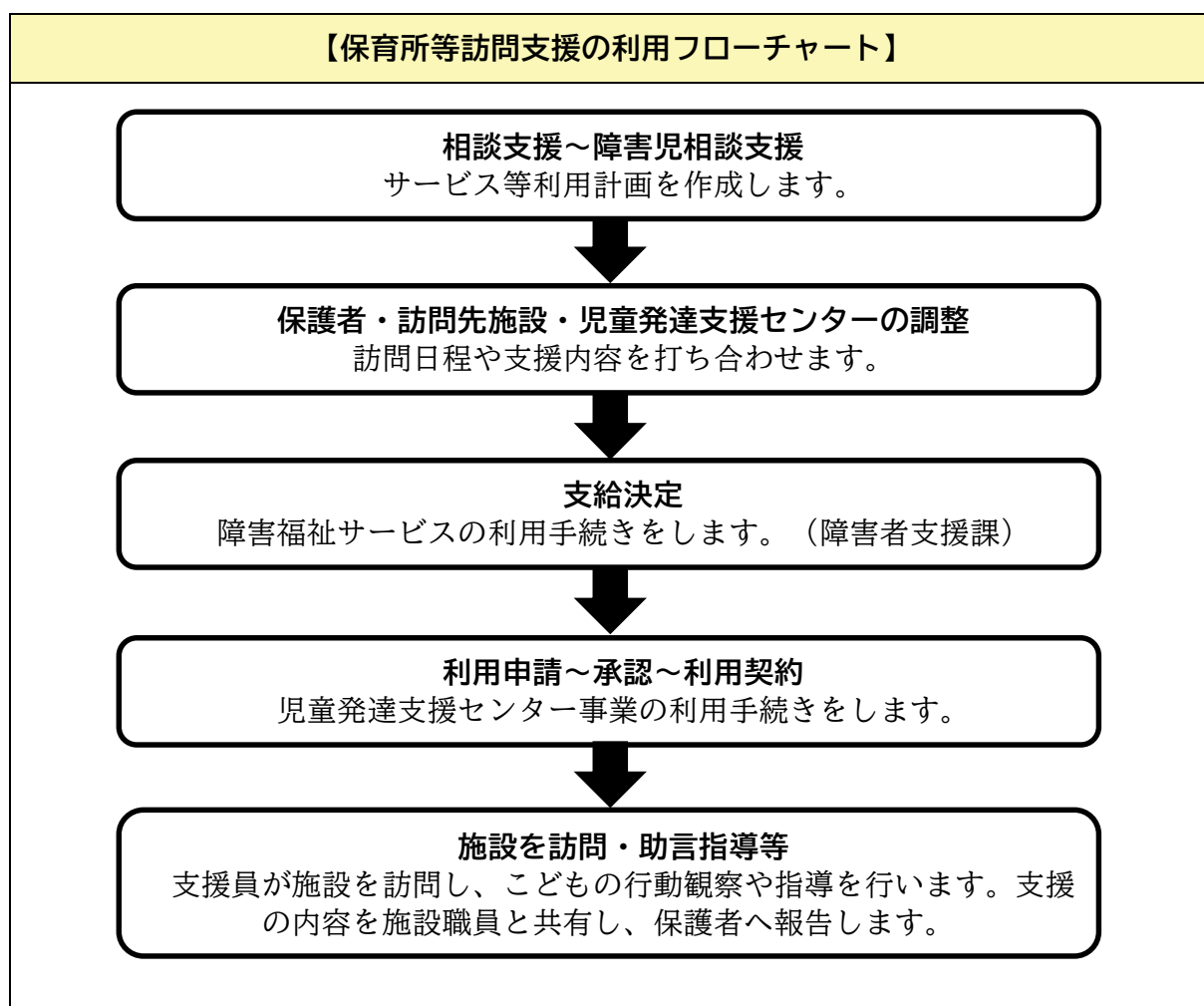
② 保育所等訪問支援

保護者との契約のもと、訪問支援員が施設を訪問し、児童が集団生活を送る場所で適応に向けた支援を行い、施設職員及び保護者に対する助言などを行います。

子ども未来室事業の巡回支援や特別支援学校の巡回相談との連携により効果の向上を図ります。

訪問先施設	市内保育所（園）・幼稚園・小学校・学童保育室・特別支援学校等
対象者	集団生活への適応に支援が必要な18歳未満の児童
利用者負担	所得等に応じた自己負担あり（児童福祉法第21条の5の3）
訪問頻度	利用者と訪問先施設との調整により決定

【保育所等訪問支援の利用フローチャート】



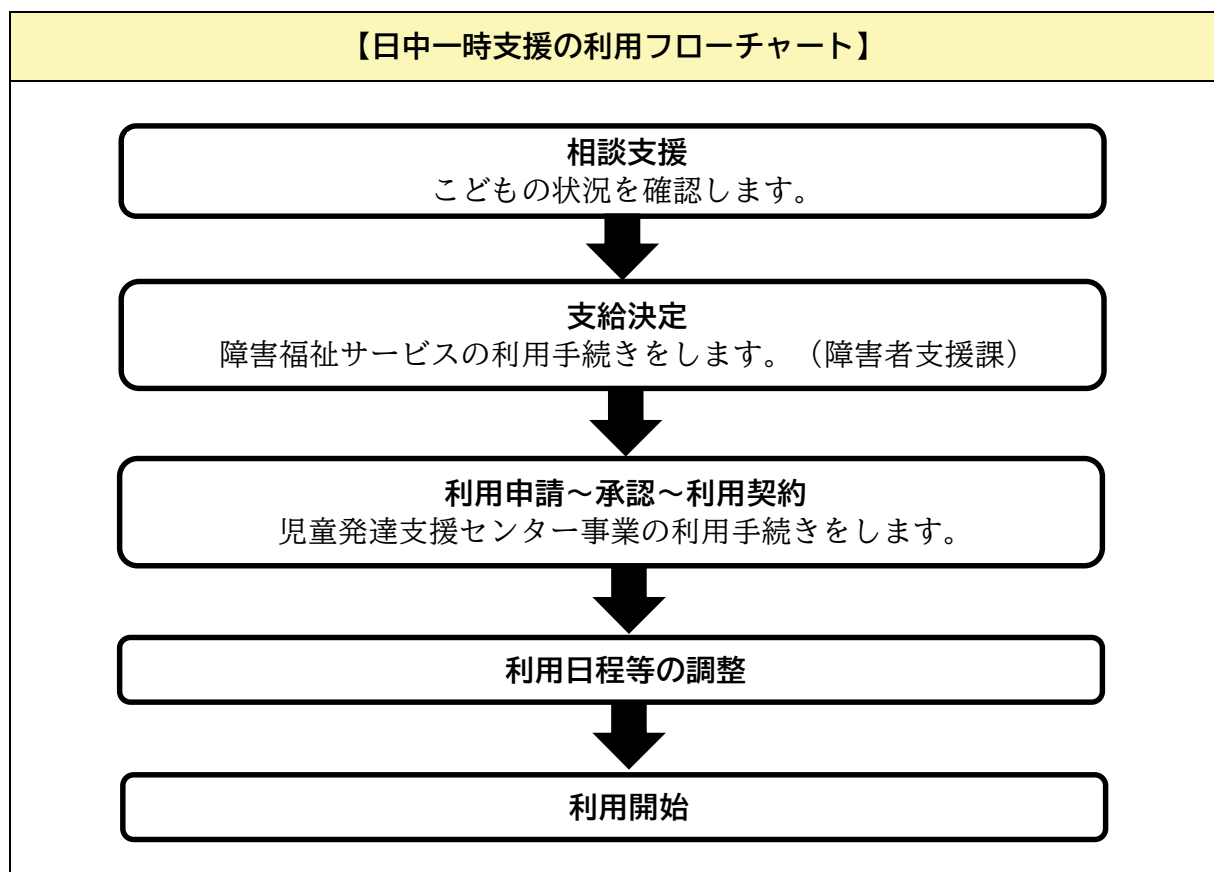
③ 日中一時支援

重症心身障がい児や医療的ケア児等、民間事業所の受け入れが少ない児童の利用も想定した日中一時支援の事業を実施します。

就学後の継続支援や保護者のレスパイトケアを行います。

対象者	心身の発達に気がかりや障がいのある18歳未満の児童
定員	1日5名
送迎	なし
利用者負担	所得等に応じた自己負担あり (入間市障害者日中一時支援事業実施要綱第13条)
利用時間	月～金曜日 午後3時～午後6時(祝休日・年末年始除く)

【日中一時支援の利用フローチャート】



(3) 地域支援事業

地域支援事業では、こどもが、日常的に生活する場や専門的な支援機関で適切な支援を受けることができるよう、①地域支援、②家族支援、③普及啓発を、段階的に拡充※しながら実施します。こどもが身近な地域で育ち、暮らすことができるよう、こどもと家族を中心に据えて地域全体で支えることを目指します。



※ 改正児童福祉法では、児童発達支援センターが地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担い、こどもやその家族、通所支援事業所等に対し、相談、助言、その他必要な支援を行うこととされました。また、発達障害者支援法では、発達支援を要する児童を早期に発見し、一貫性と継続性のある支援を学齢期・青年期へとつなぐことが自治体の責務とされています。

センターでは、地域におけるさらなる支援力向上を図るため、第2期計画の期間中、地域支援事業を進捗状況に応じて段階的に拡充し、順次展開していきます。

① 地域支援（こどもに係る機関、支援者へ）

庁内関係課等の協力のもと、移行支援や併行利用等が円滑に提供されるよう、関係機関とのネットワークの構築・相互の情報連携や支援の連携・協同を目指し、既存の体制への参加や新たな体制づくりを段階的に行います。

障がいの有無にかかわらず、保育所や幼稚園、学校等のこどもに係る支援者が、関係機関と連携をしながら、日常的にこどもに合った環境の工夫を取り入れていけるよう、後方支援を行う等、段階的に、スーパーバイズ・コンサルテーション※¹やインクルージョン※²の推進を行い、地域全体の支援の質の向上を目指します。

※1 スーパーバイズ・コンサルテーション：児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対して支援に関する助言や援助を行う機能

※2 インクルージョン：地域社会への参加・包容

ア 庁内関係課、地域の支援機関、関係団体との連携・協力

対象	庁内関係課（障害者支援課、地域保健課、こども支援課、保育幼稚園課、学校教育課、青少年課等）、地域の支援機関、関係団体など
内容	さらなる相互理解、信頼関係の構築を目指し、庁内関係課との会議出席、関係機関等への情報発信、情報連携の仕組みづくり・多職種連携会議等を段階的に進めていきます。

イ スーパーバイズ・コンサルテーション

対象	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所
内容	支援者向けの研修会等のスーパーバイズ・コンサルテーションを目指し、段階的に、地域の事業所との相互理解、信頼関係の構築をすすめていきます。必要に応じ、事業所からの相談を受け、専門職が事業所を訪問し、職員に対する支援の実施やケース検討会を行います（相談支援事業も兼ねる）。

ウ 地域におけるインクルージョンの推進

対象	保育所、保育園、幼稚園、こども園、学校、学童保育室、こどもに関わる機関等
内容	こどもが育ち暮らす様々な場面でのインクルージョンの環境づくりが進むよう、段階的に現場のさらなる支援力向上、受け入れ強化を目指します。こどもを中心にした環境づくりやC L M研修等を通して、日常生活する場でも、早期に適切な支援に取り組む等の、地域の支援体制の意識の啓発に努めます。施設からの相談を受け、専門職が対象施設を訪問し、保育士等の職員に対する支援（相談支援事業も兼ねる）の実施や、研修等を行います。

② 家族支援（心身の発達に気がかりや障がいのある児童やその家族へ）

心身の発達に気がかりや障がいのあるこどもを育てる家庭に対し、保護者の精神面の安定や育児環境を整えることを目的に、保護者やきょうだいを含めた家族を支援する事業です。

児童の成長には家族の精神面の安定が必要という観点から、レスパイトケアの視点を含め、保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することのないよう、親子をともに支援します。

ア 就学・就労支援

就学に関する情報提供を行います。

就労支援施策につなぐ支援に段階的に取り組みます。

イ 保護者交流（一般・元気キッズ）

ピアサポートや情報交換の場となるよう、関係機関や当事者団体等と連携し、施設開放等を行い、保護者交流の機会を拡充します。

ウ パARENTトレーニング

育児不安を軽減するため、ペアレントトレーニング講座などの事業を行います。

エ 交流保育

保育所等を利用していない児童が集団を経験する機会として、地域の保育所等に受け入れていただく交流保育の事業を段階的に行います。

③ 普及啓発（地域の一般市民等へ）

発達特性や障がいのある児童に対する地域住民の理解を促し、ひとりのこどもとして温かく見守る地域の目を育てていく活動を、様々な機会を捉えて行い、家族が抱える心理的な負担の軽減を図ります。

ア 発達や障がいに関する知識の普及啓発

発達特性や障がいに関する知識の普及啓発のため、児童発達支援センターのホームページやパンフレット等を作成し、情報を発信します。関係機関や当事者団体、関係課と協力し、広く市民に向けた講演会、地域子育て支援拠点、学校等への出張講座等のこどもへの働きかけ、全国的なキャンペーンに合わせた一般向けの啓発活動など、普及啓発に努めます。

イ 小中高生向け支援

児童・生徒のソーシャルスキルトレーニング事業などを行います。



4 事業運営向上の取組

センターの事業運営向上の取組として、①運営協議会の設置、②民間活力の導入、③支援力向上の取組、④調査・研究に関する事務の実施、⑤PDCAサイクルによる事業検証を行います。

これにより、センターで実施する（１）相談支援事業、（２）児童発達支援事業、（３）地域支援事業の３つの事業について、それぞれのレベルアップを図るとともに、各事業が相乗効果を発揮できるような、センターの運営全体を見渡す広い視野での取組となることを目指します。

① 運営協議会の設置

センターの事業運営に対して市民等の意見を取り入れるため、有識者や関係者等で構成する「入間市児童発達支援センター運営協議会」を条例に基づき設置しています。

同協議会は、センターの事業運営や地域の児童発達支援の向上に関する基本的事項について市長の諮問に応じるとともに、市長に対して意見を述べることができます。

② 民間活力の導入

センターの運営は、市直営で実施します。

ただし、各支援の専門性を確保し質の高いサービスを提供するため、また、人員確保等に関して柔軟性を発揮するために、一部の事業を業務委託により実施するなど、民間事業者の活力やノウハウを導入した運営を実施します。

なお、委託した事業に関する各種情報の共有と、業務遂行上の課題の把握や対応を円滑に行うため、受託事業者と市による運営会議を定例的に開催し、連携を密に図ります。

③ 支援力向上の取組

研修の受講等を通じて、センターの運営に携わる職員の質の維持、向上に努めます。特に、委託する専門性の高い事業に関しては、内外の研修受講等による業務従事者の能力向上に取り組み、センター全体の支援力向上を図ります。

また、国立障害者リハビリテーションセンター学院をはじめとする専門機関等に、適切な支援について助言指導等の協力を仰ぎます。

④ 調査・研究に関する事務の実施

よりよい事業の実施に向け、近隣市や先進市での好事例の取組に関する情報収集や研究を行います。

また、相談者や関係機関に連携や地域支援に関する調査等を実施し、質の確保、取組の見直しを行います。

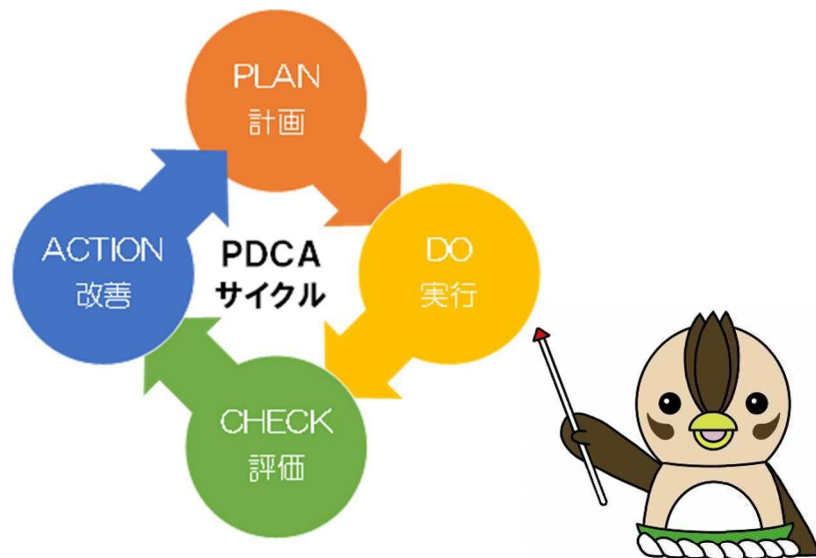
⑤ PDCAサイクルによる事業検証

センターの事業運営については、全てPDCAサイクルによる事業検証を行うことを原則とします。実施する3つの事業については、各事業の内容が相互に相乗効果を及ぼすことを考慮しつつ、以下に掲げる内容を軸として事業検証を行います。

(1) 相談支援事業については、受託事業者と市による定例運営会議を中心に、モニタリングの実施やそれに基づく検証等を実施します。

(2) 児童発達支援事業については、法令に基づいて、自己評価及び利用者評価を実施します。

(3) 地域支援事業については、相談者や関係機関への調査等で得られた情報に基づいて進捗状況等の検証を実施します。



センター全体の運営については、短期的には、毎年度「ういず事業実施計画」を策定し、これに基づいて行います。事業実施計画は、実施状況等を踏まえて改善等を図りながら、事業実施予定や目標等を設定します。

中長期的には、本計画（第2期計画：入間市児童発達支援センター事業計画（第2期）計画期間 令和7～11年度）に基づいてセンター運営を行います。なお、令和10年度に、令和7～9年度における第2期計画の実施状況について中間総括的な検証を行うものとし、その内容等を踏まえて令和11年度末までに次期計画を策定するものとします。

第4章

センターの概要

1 設置場所等

施設の種類	児童発達支援センター（児童福祉施設）
設置場所	入間市大字上藤沢730-1 入間市健康福祉センター内
開館時間	原則、月曜日から金曜日（祝休日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時15分（日中一時支援は午後6時）

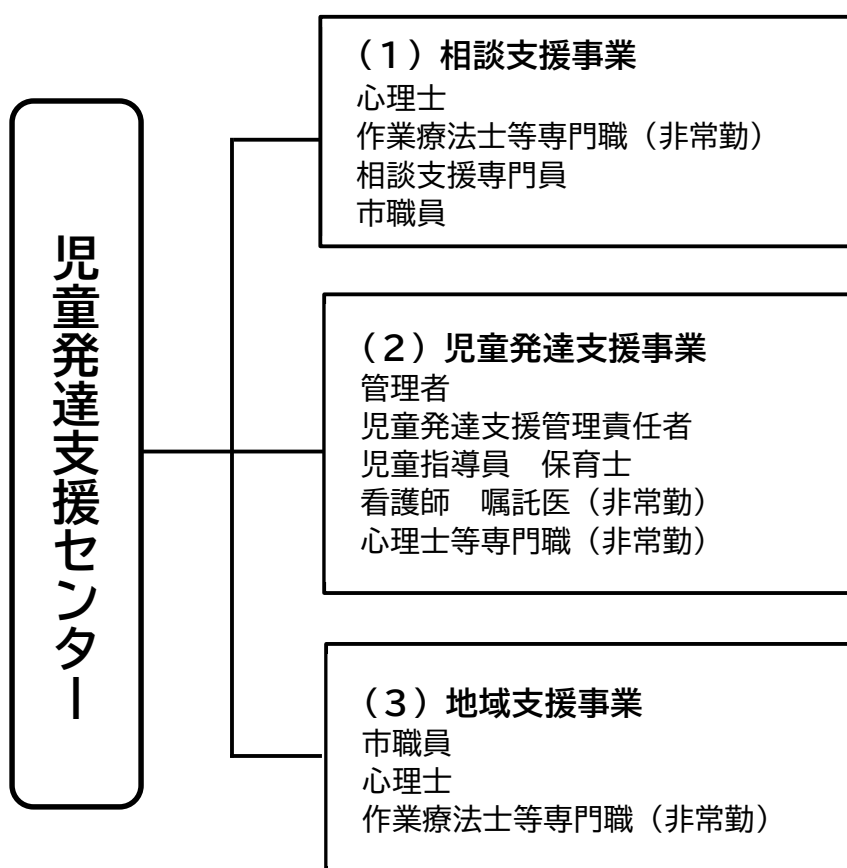
2 運営方式

児童発達支援センターの運営は、市直営とします。

ただし、一部の事業は民間への業務委託により実施します。

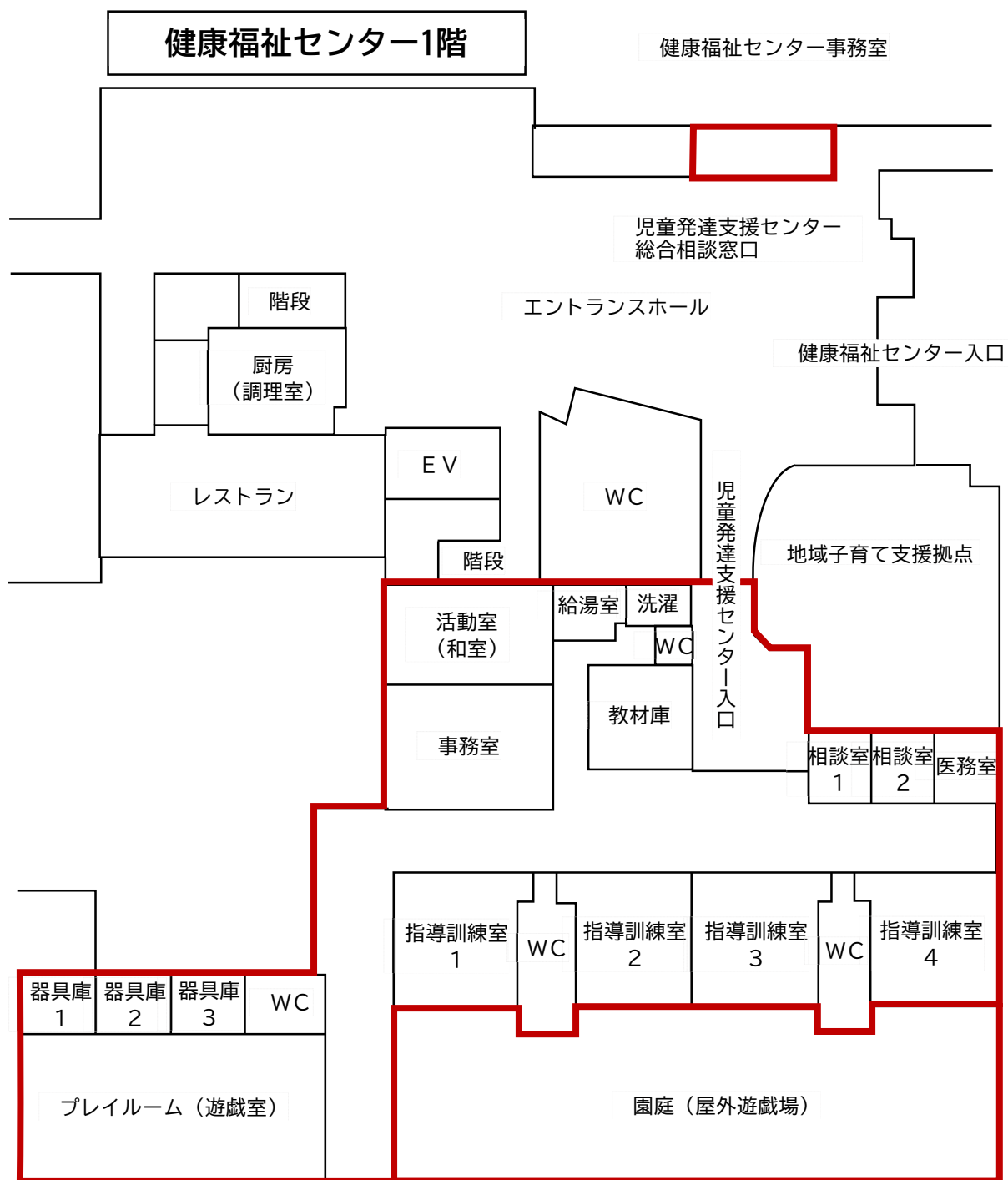
3 運営人員

児童発達支援センターの各事業には、指定基準を満たしたうえで、事業の円滑な実施に必要な人員を配置します



4

配置図



室 名	備 考
指導訓練室 (各クラス)	約30㎡× 4 室
遊戯室 (プレイルーム)	約90㎡
屋外遊戯場 (園庭)	約250㎡
相談室	約 8 ㎡× 2 室

5 利用者負担の考え方

児童発達支援センターの利用に関する利用者負担の考え方は、次のとおりです。

- ①「幼児教育・保育の無償化」の対象となる事業については、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、利用者負担が無償化されています。
- ②法定の障害福祉サービスを利用したときには、利用者はサービスに要した費用の1割を事業者に支払います。ただし、所得に応じて負担が免除、または負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。



入間市児童発達支援センター事業計画（第2期）
（令和7年度～令和11年度）

発行日 令和7年3月

発 行 埼玉県入間市

編 集 入間市児童発達支援センター「ういず」

〒358-0013 埼玉県入間市上藤沢 730-1 健康福祉センター内

TEL：04-2968-7785

入間市児童発達支援センター

